

健生食輸発0226第2号  
令和7年2月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(インドネシア産コーヒー豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸、カンボジア産バナナのピラクロストロビン及び中国産にんにくのチアメトキサム)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年2月20日付け健生食輸発0220第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インドネシア産コーヒー豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸について検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、カンボジア産バナナ及び中国産にんにくについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

##### 1. 別表第2から削除

- ・インドネシア産コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ・カンボジア産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン
- ・中国産にんにく及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム

##### 2. 別表第3から削除

- ・インドネシア産コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「PT. INDONESIA INTERNATIONAL TRADING」であるものに限る。)